

こんなときはすぐお電話ください



児童相談所虐待対応ダイヤル

189とは

親子のための 相談LINE

- 虐待かもと思ったときなどに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
- 近くの児童相談所につながります。
- 通告・相談は、匿名で行うことができます。
- 子育てや親子関係について悩んだときに、子ども(18歳未満)とその保護者の方などが相談できる窓口です。
- メッセージを通して相談できるので、気軽に相談できます。
- 通告・相談は、匿名で行うことができます。

直接相談を希望される場合は近くの市町村、児童相談所等でも相談を受け付けています。

	相談機関名	所在地	Tel	Fax
児童相談所	鳥取県福祉相談センター 中央児童相談所	鳥取市江津318-1	0857-23-6080	0857-21-3025
	鳥取県倉吉児童相談所	倉吉市宮川町2丁目36	0858-23-1141	0858-23-6367
	鳥取県米子児童相談所	米子市博労町4丁目50	0859-33-1471	0859-23-0621
市町村	鳥取市 こども家庭センター	鳥取市富安2丁目138-4	0857-20-0122	0857-20-0144
	米子市 こども相談課家庭児童相談室	米子市錦町1丁目139-3 ふれあいの里1階	0859-23-5176	0859-23-5137
	倉吉市 こども家庭センター	倉吉市堺町2丁目253番地1	0858-22-8220	0858-22-8135
	境港市 子育て支援課	境港市上道町3000	0859-47-1077	0859-47-1112
	岩美町 子ども未来課	岩美郡岩美町浦富675番地1	0857-73-1424	0857-73-1583
	若桜町 保健センター	八頭郡若桜町若桜801-5	0858-82-2214	0858-82-0134
	智頭町 こども家庭センター	八頭郡智頭町大字智頭1875	0858-75-4102	0858-75-4110
	八頭町 保健課(こども家庭センター)	八頭郡八頭町宮谷254番地1	0858-72-6511	0858-72-3565
	三朝町 町民課	東伯郡三朝町大瀬999-2	0858-43-3505	0858-43-0647
	湯梨浜町 こども家庭センター	東伯郡湯梨浜町久留19-1	0858-35-5354	0858-35-3697
	琴浦町 こども家庭センター(子育て応援課内)	東伯郡琴浦町大字徳万591-2	0858-27-1333	0858-49-0000
	北栄町 教育総務課	東伯郡北栄町由良宿423-1	0858-37-3224	0858-37-5339
	日吉津村 福祉保健課	西伯郡日吉津村大字日吉津872-15	0859-27-5952	0859-27-0903
	大山町 こども課・こども家庭センター	西伯郡大山町御来屋467	0859-54-5205	0859-54-5223
	南部町 健康対策課	西伯郡南部町倭482	0859-66-5524	0859-66-5523
	伯耆町 福祉課	西伯郡伯耆町吉長37番地3	0859-68-5534	0859-68-3866
	日南町 こども若者未来課	日野郡日南町生山511-5	0859-82-0374	0859-82-1029
日野町 健康福祉課	日野郡日野町根雨101番地	0859-72-0334	0859-72-1484	
江府町 住民生活課	日野郡江府町江尾1717-1	0859-75-3223	0859-75-2389	
児童家庭支援センター	子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町5丁目417	0857-27-4153	0857-27-0415
	児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根583-3	0858-24-6306	0858-24-6307
	児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤4-2-36	0859-21-5085	0859-24-1288
	児童家庭支援センター ばれっと	米子市彦名町1210-1	0859-36-8782	0859-57-2369

問い合わせ 鳥取県家庭支援課 TEL 0857-26-7149 FAX 0857-26-6151



い 言 っ て い い ん だ よ!



あなたの「気づき」と「行動」が小さな命を救います

でんわでそうだん

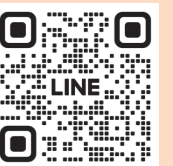
LINE(ライン)からそうだん

24時間365日対応

児童相談所
虐待対応ダイヤル

い
ち
は
や
く
189

親子のための
相談LINE



匿名可能

通話無料

秘密厳守



特設ホームページ <https://www.stop-gyakutai-tottori.jp>

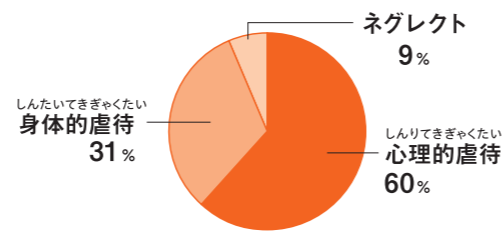
児童虐待は地域全体でかかわり、解決していく問題です



児童虐待とは

児童虐待とは、保護者(親または親にかわる養育者)が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えることです。法律では以下の4種類に分類されています。

「鳥取県の虐待相談内容」



出典:鳥取県家庭支援課
令和6年度児童相談所における児童虐待の状況について

子どもたちへ

いつでも相談できます

子ども電話相談
家のことや学校のことで困ったこと、話をしたいことがあったら電話してください

でんわでそうだん

24時間365日対応

いちはやく
189



保護者の方へ

「体罰」と「しつけ」は違います

「体罰」とは

子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)です

「しつけ」とは

子どもの人格や才能などを伸ばし、自律した生活を送れるようにサポートしていくことです

これはすべて体罰です

- 言葉で注意をしたが聞かないので、頬を叩く
- いたづらをしたので、長時間正座をさせる
- 宿題をしなかったので、ご飯を与えない

地域の方へ

こんなサイン見落としていませんか?

子どもについて

- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 季節に合わない、不潔な衣服を身に着けている
- 表情が乏しい。落ち着きがなく乱暴である
- 夜遅くまで一人で遊んでいる

保護者について

- 大声で怒鳴ったり、たたく音がある
- 地域や親族などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家においたまま外出している
- 子どものけがについて不自然な説明をする



●心理的虐待

- 「使えない」「役に立たず」など暴言をはく
- 無視する □きょうだい間で差別する
- 目の前で家族に暴力をふるう など



●身体的虐待

- 平手打ちをする、殴る、蹴る □物を投げつける
- 熱い湯やシャワーをかける □溺れさせる など



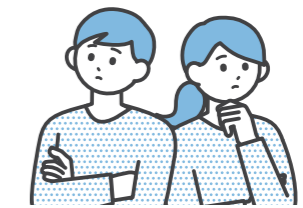
●ネグレクト

- 十分な食事を与えない □ひどく不潔にする
- 夜遅くまで帰ってこない
- 病院に連れて行かない など



●性的虐待

- 性的行為を求める □性的行為を見せる
- お風呂をのぞこうとする
- 性器などを触ろうとする など



子育てのこと話せる場所があります

通話料無料

児童相談所 相談専用ダイヤル

0120-189-783



でんわでそうだん

24時間365日対応

いちはやく
189

匿名可能

通話無料

秘密厳守

その気づきが、子どもを救います